

令和2年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

平素から市税務行政に対しましてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産についても課税の対象となります。償却資産の所有者は地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の庄原市内に所有している償却資産について、申告していただくことになっています。

つきましては、この手引きをご参照のうえ申告書等を作成し、申告期限までにご提出ください。

申告期限 令和2年1月31日（金）

■郵送による申告も受け付けています。

申告書を郵送され、控えの返送を希望される場合は、必ず返信用封筒（切手貼付・あて先記入）を同封してください。同封のない場合には、返送いたしかねますので、ご了承ください。

■マイナンバー（個人番号）の確認について

申告書の提出にあたって本市がマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合、法律に基づいた本人確認（身元確認及び番号確認）を行いますので、ご協力よろしくお願ひします。詳しくは2ページをご覧ください。

申告書の提出・問い合わせ先

庄原市役所総務部税務課資産税係

住所：〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

電話：0824-73-1144（直通）

（最寄りの各支所市民生活係への提出も可能です。）

庄原市のホームページ(<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/>)

「固定資産税」（くらし・環境＞税金＞固定資産税）から「申告の手引き」、「償却資産申告書」及び「種類別明細書」がダウンロードできますのでご利用ください

庄原市



目次

I	償却資産の申告について	
1	申告が必要な方	1
2	申告方法と提出書類	1
3	申告しない場合または虚偽の申告をした場合	2
4	実地調査のお願い	2
	個人番号の取扱いについて	2
II	償却資産について	
1	償却資産とは	3
	資産の種類ごとの主な償却資産	3
2	業種別の主な償却資産	4
3	少額の減価償却資産の取扱いについて	5
4	リース資産の取扱いについて	5
5	建物附属設備・特定附属設備の取扱いについて	5
	家屋と償却資産の区分表	6
6	国税（法人税・所得税）の取扱いとの比較	7
III	償却資産の評価方法等	
1	評価額の計算方法	8
	耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率	8
2	課税標準額	8
3	税額の計算方法	8
4	課税標準の特例	9
	太陽光発電設備に関する課税標準の特例について	10
5	納税義務者	10
6	納期	10
7	市税の電子申告のご利用について	10
8	償却資産申告に関するQ&A	10
記載例	・ 償却資産申告書	
	・ 種類別明細書（増加資産がある場合）	
	・ 種類別明細書（減少資産がある場合）	



I 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

令和2年1月1日現在、庄原市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（庄原市内で貸し付けている資産も含む）を所有している個人又は法人。例えば、工場、商店、アパート、駐車場、事務所、事業用の設備、太陽光発電設備などを所有している方が該当します。

2 申告方法と提出書類

◆前年度に申告されている方

『種類別明細書(増減資産・全資産用)』には、前年度までに申告された全資産が記載してあります。

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書(増減資産・全資産用)
注意点	・前年中に増加・減少した資産を種類別明細書に記入してください。 <増加した場合>増加資産を種類別明細書の空欄に記入してください。空欄がない場合は種類別明細書をホームページからダウンロードしてご利用ください。パソコンが利用できない場合は、ご連絡ください。 <減少した場合>減少資産を朱線で抹消し、摘要欄に除却年月と理由を記入してください。 <修正の場合> 修正箇所を朱線で抹消し、訂正後の数量・価格を記入してください。 ・前年以前に取得した申告もれ資産、移動してきた資産は、種類別明細書に記入してください。 ・増加、減少した資産がない場合には、申告書の「18 備考」欄の「2. 資産の増減なし」に○をして提出してください。

◆本年度から初めて申告される方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注意点	・令和2年1月1日現在、庄原市内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の「18 備考」欄の「3. 該当資産なし」に○をして提出してください。

◆廃業、解散、営業譲渡された方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増減資産・全資産用）
注意点	・償却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。 ・営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

3 申告しない場合または虚偽の申告をした場合

正当な事由がなく申告しなかった場合は、地方税法第 386 条の規定により過料が、また虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金を科されることがあります。

4 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法第 353 条の規定に基づいて実地調査・簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）を行うことがあります。

また、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づいて所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と庄原市への申告内容に差異が見受けられた場合は個別に確認させていただきますので、実地調査等とあわせてご協力をお願いします。

なお、調査等に伴って追加申告・修正申告をお願いする場合がありますが、その場合は現年度だけではなく、過年度についてもさかのぼって課税することがあります。

個人番号の取扱いについて

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に基づいた本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を行います。個人の方が申告書を窓口で提出される場合は、次の身元確認書類及び番号確認書類を提示してください。

(※法人番号を記載した申告書を提出される場合は本人確認資料の提示・添付は不要です。)

(1) 身元確認書類

① 本人が提出する場合

- ・1 点で本人確認ができる書類(顔写真がついている公的身分証明書)
個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)など
- ・2 点で本人確認ができる書類
健康保険被保険者証、後期高齢者医療受給者証、介護保険被保険者証など

② 代理人が提出する場合

- ・①の書類に加え、委任状又は法定代理人であることを証する書類

(2) 番号確認書類(本人以外の方が提出する場合は写し)

- ・個人番号カード、通知カード、住民票の写し(個人番号が記載されたもの)

○郵送による提出の場合、番号確認及び身元確認のための書類の写しを添付してください。

※本人確認資料の不備などにより本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理しますので予めご了承下さい。

II 償却資産について

1 償却資産とは

個人や法人で工場・商店・酪農・畜産・農業などを経営している方、駐車場・アパートなどを貸し付けている方、売電のための太陽光発電設備を設置している方などが、その「事業のために用いる」ことができる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）とされています。

この償却資産は、土地・家屋と同じく固定資産税として課税されます。

ただし、営業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる軽自動車などは、償却資産の課税対象とはなりません。

なお、「事業のために用いる」には、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として第三者に貸し付ける場合も含まれます。

また、直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅・宿舍・寮・研修施設等）の器具備品、構築物も償却資産の課税対象になります。

資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の内容
1	構築物	門、塀、擁壁（土留め）、広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設等
	建物付属設備を含む	1. 建築設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2. 賃貸ビル等の家屋に取り付けられた建築設備・内装・造作
2	機械及び装置	金属・印刷・縫製等の製造加工機械、土木建設機械、太陽光発電設備、その他産業機械及び装置等
3	船舶	客船、貨物船、タグボート、遊覧船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するフォークリフト等、その他運搬車等 <u>※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません</u>
6	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、冷暖房器具、冷蔵庫、パソコン、プリンター、陳列ケース、自動販売機、金庫、レジスター、監視カメラ、取付工具等

※次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (3) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (4) 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- (5) 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- (6) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼動していない資産）
- (7) 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- (8) 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産
- (9) 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

2 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の内容
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、コピー機、レジスター、金庫等
飲食業	接客用家具、備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、テレビ、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸し器等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、血圧計、心電図計、脳波測定器、CTスキャン、各種検査装置、投影機）、各種事務機器、待合室用家具等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚・台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、充電器、テスター、自動販売機、照明設備、検査工具等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、マシン等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備等
不動産賃貸業	駐車場舗装、屋上看板、門、塀、緑化設備（植木等）、ネットフェンス、外構、自転車置場、蓄電池設備、発電機設備等
印刷業	各種印刷機、裁断機、製本設備等
農業	牛舎、豚舎、鶏舎、堆肥舎、ビニールハウス、農耕用車両（軽自動車税の課税対象となるものを除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等、農薬散布用ドローン
ホテル・旅館	厨房設備、各室備品、洗濯設備、放送設備、ボイラー等

3 少額の減価償却資産の取扱いについて

使用可能期間が1年未満の償却資産又は取得価額10万円未満の償却資産で、当該減価償却資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたものは課税客体としないものとされています。

また、税務会計において取得価額20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごと一括して3年間で償却を行うことを選択した場合は、課税客体としないものとされています。

取得価額 \ 償却方法	個別に減価償却しているもの	中小企業特例	3年一括償却	一時損金算入
10万円未満	申告必要	申告必要	申告不要	申告不要
10万円以上20万円未満	申告必要	申告必要	申告不要	
20万円以上30万円未満	申告必要	申告必要		
30万円以上	申告必要			

4 リース資産の取扱いについて

リース資産の申告義務は、原則として、資産の所有者であるリース会社にあります。ただし、それが実質的に割賦販売であると認められる場合（リース期間後に使用者に譲渡される場合）は、使用者となります。

なお、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に契約を締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。

5 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、

給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管は家屋の評価対象となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（店舗のテナント等）が、貸ビル・貸店舗等に施行した内外装・造作及び建築設備等の事業用資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。（地方税法第343条第9項）

家屋と償却資産の区分表

（主な設備等の例示です。詳細はお問い合わせください。）

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電燈、コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、火災報知機、出退表示設備、ナースコール設備、呼出信号設備 など	受変電設備、自家発電設備、ネオンサイン、投光器、中央監視装置、マイクロホン、スピーカー、インターホン器具、電話機、交換機、屋外電気設備 など
給排水衛生設備	給水設備、排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナー など	屋外設備、独立した給水塔、井戸、独立浄化槽 など
ガス設備	屋内支管、排気筒、カラン（使用口）など	屋外供給本管・設備 など
空調設備	空調設備・排気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター など	ルームエアコン（天井埋め込み式型を除く）など
外構工事		アスファルト舗装、植栽、フェンス、塀など
その他	避雷設備、自動扉設備、エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア設備、ダムウェーター、金庫扉、固定椅子、テラス、ポーチ など	洗濯設備、広告塔、機械式駐車設備、取り外しの容易な簡易間仕切、POS システム、文字看板、カーテン・ブラインド など

※家屋とは、一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構築物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

6 国税（法人税・所得税）の取扱いとの比較

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価（償却）の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率で用いる減価率と同様	○建物並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度 ○定率法選択の場合 ・平成 24 年 4 月 1 日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません（注1）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額（償却可能限度額）	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	（平成 19 年 3 月 31 日以前取得） 合算評価（改良費と改良を加えられた減価償却資産の取得価額を合算して評価） （平成 19 年 4 月 1 日以後取得） 原則区分評価（一部合算評価）
少額の減価償却資産（使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満）	損金算入したものは課税対象となりません （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能 （法人税法施行令 133、所得税法施行令 138）
一括償却資産（取得価額が 20 万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象となりません （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3 年間で損金算入可能 （法人税法施行令 133 の 2、所得税法施行令 139）
青色申告を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した 30 万円未満の減価償却資産	課税対象となります	損金算入可能 （租税特別措置法 28 の 2、67 の 5）

（注 1）圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を申告してください。

Ⅲ 償却資産の評価方法等

1 評価額の計算方法

償却資産の評価は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき一品ごとに評価額を算出します。

* 前年中（平成31年1月2日から令和2年1月1日まで）に取得した償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率④}$$

* 前年前（平成31年1月1日以前）に取得した償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times \text{減価残存率⑤}$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

【 計 算 例 】

平成31年（令和元年）中に耐用年数が9年の償却資産を100万円で取得したとすると

$$\text{令和2年度評価額} : 1,000,000 \text{円} \times 0.887 = 887,000 \text{円}$$

$$\text{令和3年度評価額} : 887,000 \text{円} \times 0.774 = 686,538 \text{円}$$

$$\text{令和4年度評価額} : 686,538 \text{円} \times 0.774 = 531,380 \text{円}$$

⋮

$$\text{令和14年度評価額} : 52,924 \text{円} \times 0.774 = 41,001 \text{円}$$

（取得価格の5%を下回るなので、この年度以降の評価額は50,000円となります。）

耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率(r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率(r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率(r)	減価残存率	
		④ 前年中取得 (1-r/2)	⑤ 前年前取得 (1-r)			④ 前年中取得 (1-r/2)	⑤ 前年前取得 (1-r)			④ 前年中取得 (1-r/2)	⑤ 前年前取得 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	31	0.072	0.964	0.928
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	32	0.069	0.965	0.931
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	33	0.067	0.966	0.933
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	34	0.066	0.967	0.934

2 課税標準額

賦課期日（1月1日）現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

・課税標準の特例が適用になる資産がある場合、適用後の額が課税標準額となります。

3 税額の計算方法

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{税 額} \\ (100 \text{円未満切り捨て)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (1,000 \text{円未満切り捨て)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率 (1.4\%)} \end{array}}$$

・償却資産の課税標準額の合計が150万円未満である場合は課税されません。

4 課税標準の特例

地方税法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は『課税標準の特例』が適用されます。該当する償却資産を所有されている方は、「種類別明細書（全資産・増加資産用）」の摘要欄に該当条項を記載してください。

なお、最初の適用年度には添付書類もあわせて提出してください。

主な特例適用資産（わがまち特例）

				資産の区分 範囲	取得時期 特例率※ 適用期間	添付書類		
地方税法 附則第 15条	第 2 項	第1号	公害 防止 用 設備	汚水又は廃液の処理施設	H30.4.1～ R2.3.31 1/2〔条例〕	各施設届出書の写し など		
		第2号		指定物質の排出または飛散の 抑制に資する施設	H30.4.1～ R2.3.31 1/2〔条例〕			
		第6号		公共下水道を使用する者が設 置した除外施設	H30.4.1～ R2.3.31 3/4〔条例〕			
	第 33 項	第1号	再生 可能 エ ネ ル ギ ー 発 電 設 備	イ 太陽光発電設備(1,000kw 未満) 再生可能エネルギー事業者 支援事業費に係る補助を受け て取得したもの	H30.4.1～ R2.3.31 2/3〔条例〕 3年間	〔太陽光発電設備〕 一般社団法人日本環境 協会(H30.3.31までは一 般社団法人 環境共創 イニシアチブ)が発行し た「再生可能エネルギー 事業者支援事業費補助 金交付決定通知書」の 写し		
				ロ 風力発電設備(20kw 以上) ハ 水力発電設備 (5,000kw 以上)				
				ニ 地熱発電設備 (1,000kw 未満) ホ バイオマス発電設備 (10,000kw 以上 20,000kw 未満) 固定価格買取制度の認定を 受けたもの				
		第2号		イ 太陽光発電設備 (1,000kw 以上)			H30.4.1～ R2.3.31 3/4〔条例〕	〔太陽光発電設備以外〕 再生可能エネルギー認 定許可の写し(経済産業 省通知)、固定価格買取 制度認定通知書
				ロ 風力発電設備(20kw 未満)			3年間	
				第3号			イ 水力発電設備 (5,000kw 未満)	
	ロ 地熱発電設備 (1,000kw 以上)							
ハ バイオマス発電設備 (10,000kw 未満)								
第47項		生産性 向 上 設 備	認定を受けた「先端設備等導入 計画」に基づき取得した機械装 置等	計画の認定後～ R2.3.31 ゼロ〔条例〕 3年間	先端設備等導入計画認定 書の写し 導入計画、工業会等が発行 した生産性向上要件証明 書などの申請書類の写し			

※特例率は、庄原市税条例で定めています。

太陽光発電設備に関する課税標準の特例について

取得時期によって対象設備が異なります。平成 30 年 3 月 31 日以前の取得の場合は、次のとおりです。

◆平成 24 年 5 月 29 日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得した場合

特例率	課税標準となるべき価格の 3 分の 2
対象設備	固定価格買取制度の認定を受けて取得した太陽光発電設備で、発電出力が 10kw 以上のもの
必要書類	経済産業省が発行した「10kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し
根拠法令	地方税法附則第 15 条旧第 33 項

◆平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得した場合

特例率	課税標準となるべき価格の 3 分の 2 (わがまち特例)
対象設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備
必要書類	一般社団法人環境共創イニシアチブが発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
根拠法令	地方税法附則第 15 条旧第 32 項

5 納税義務者

令和 2 年 1 月 1 日現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

6 納期

年税額は 4 回の納期(5 月、7 月、12 月、翌年の 2 月)に分けて納めていただきます。

※各納期の末日が休日の場合、翌開庁日

7 市税の電子申告のご利用について

庄原市では、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる市税の電子申告を受け付けています。

エルタックスの詳細については、(社)地方税電子化協議会のホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。

8 償却資産申告に関する Q&A

Q1 税務署へ確定申告を行っていますが、庄原市へ償却資産申告をする必要がありますか？

A1 必要です。

確定申告は国税の計算を行うために申告するもので、償却資産申告は市税の固定資産税を計算するために申告するものです。償却資産の申告は居住地ではなく、資産が所在する市町村へ申告してください。

Q2 償却資産の増加・減少がなく前年と変更がありませんが、申告は必要ですか？

A2 必要です。

申告書右下の備考欄の「2. 資産の増減なし」に○をつけて提出してください。

Q3 申告書が届きましたが、該当する償却資産がない場合はどうすればよいですか？

A3 該当する償却資産を所有されていない場合もその旨を申告する必要があります。申告書右下の備考欄の「3. 該当資産なし」に○をつけて提出してください。

Q4 廃業した場合に申告は必要ですか？

A4 必要です。

右下の備考欄の「4. 廃業・解散・転出等」に○をつけて、その年月日を記入して提出してください。

Q5 会社の場合、法人税の申告に合わせて、決算時の状況を申告してもいいですか？

A5 固定資産税の賦課期日は1月1日ですので、決算期にかかわらず、1月1日現在の状況を1月31日までに申告してください。なお、決算期以降に取得した資産や減少した資産の申告もれにご注意ください。

Q6 過去に取得、廃棄したもので申告もれの資産がありますが、どうすればよいですか？

A6 手引きを参照のうえ、令和2年度の申告をしてください。なお、種別別明細書の摘要欄へ申告漏れであることがわかるように記載をお願いします。原則、その申告をもとに過去の申告内容を修正しますが、過去の年度分についても申告をお願いする場合があります。

Q7 耐用年数が過ぎ、減価償却が終わった償却資産も申告が必要ですか？

A7 必要です。

その資産が事業の用に供することができる状態にある限り、申告対象となります。税務会計上、減価償却が終わっていても、固定資産税の場合は、取得価格の5%が評価額として残ります。

Q8 特殊自動車は、償却資産の申告が必要ですか？

A8 道路運送車両法施行規則別表第一で区分される大型特殊自動車に該当する車両は、償却資産の申告が必要です。

小型特殊自動車や自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車やトラックは、償却資産の申告は必要ありません。

ただし、フォークリフト、一般的にミニバックホウとよばれるもの、乗用装置のある農耕用作業車などで小型特殊自動車に該当する場合は、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の対象となりますので市役所で手続きをして車両へ標識を取り付けてください。